

平成27年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成27年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,210,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,896,138,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	569,574,512	17,143,000	586,717,512
	1 道 民 税	184,949,260	2,630,000	187,579,260
	2 事 業 税	97,896,036	△ 4,100,000	93,796,036
	3 地 方 消 費 税	119,984,224	19,049,000	139,033,224
	4 不 動 産 取 得 税	15,716,415	△ 773,000	14,943,415
	5 道 た ば こ 税	7,596,985	275,000	7,871,985
	7 自 動 車 取 得 税	4,665,777	1,831,000	6,496,777
	8 軽 油 引 取 税	58,444,607	△ 2,640,000	55,804,607
	9 自 動 車 税	76,024,911	592,000	76,616,911
	11 道 固 定 資 産 税	680,883	279,000	959,883
2 地方消費税清算金		201,043,406	14,508,349	215,551,755
	1 地方消費税清算金	201,043,406	14,508,349	215,551,755

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		102,717,000	△ 1,326,000	101,391,000
	1 地方法人特別譲与税	88,472,000	△ 1,102,000	87,370,000
	2 地方揮発油譲与税	13,164,000	△ 151,000	13,013,000
	3 石油ガス譲与税	914,000	△ 73,000	841,000
4 地方特例交付金		1,481,000	△ 1,189	1,479,811
	1 地方特例交付金	1,481,000	△ 1,189	1,479,811
5 地方交付税		648,400,000	312,736	648,712,736
	1 地方交付税	648,400,000	312,736	648,712,736
6 交通安全対策特別交付金		1,447,000	△ 36,000	1,411,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,447,000	△ 36,000	1,411,000
7 分担金及び負担金		20,357,100	△ 196,622	20,160,478
	1 分担金	5,530,733	167,228	5,697,961
	2 負担金	14,826,367	△ 363,850	14,462,517
8 使用料及び手数料		21,378,606	△ 98,718	21,279,888

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	11,669,504	△ 11,911	11,657,593
	2 手数料	353,841	△ 7,640	346,201
	3 証紙収入	9,355,261	△ 79,167	9,276,094
9 国庫支出金		372,615,277	△ 16,871,827	355,743,450
	1 国庫負担金	127,830,599	△ 1,488,001	126,342,598
	2 国庫補助金	236,883,239	△ 13,671,207	223,212,032
	3 委託金	7,901,439	△ 1,712,619	6,188,820
10 財産収入		7,824,415	△ 480,712	7,343,703
	1 財産運用収入	4,245,019	△ 21,305	4,223,714
	2 財産売却収入	3,579,396	△ 459,407	3,119,989
11 寄附金		80,071	7,260	87,331
	1 寄附金	80,071	7,260	87,331
12 繰入金		35,718,486	△ 3,332,310	32,386,176
	1 特別会計繰入金	3,112,518	△ 29,094	3,083,424

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	32,605,968	△ 3,303,216	29,302,752
13 諸収入		230,826,360	△ 24,727,701	206,098,659
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,038,905	20,075	1,058,980
	3 貸付金収入	214,115,076	△ 24,465,620	189,649,456
	4 受託事業収入	1,128,988	△ 375,677	753,311
	5 収益事業収入	8,360,252	△ 711,784	7,648,468
	6 雑収入	6,112,046	805,305	6,917,351
14 道債		686,101,576	8,888,740	694,990,316
	1 道債	686,101,576	8,888,740	694,990,316
歳入合計		2,902,349,971	△ 6,210,994	2,896,138,977

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,386,776	△ 25,248	3,361,528
	1 議 会 費	3,386,776	△ 25,248	3,361,528
2 総 務 費		280,919,015	16,769,405	297,688,420
	1 総 務 管 理 費	93,348,669	10,266,225	103,614,894
	2 徴 税 費	130,838,457	9,258,549	140,097,006
	3 学 事 宗 務 費	47,911,130	△ 2,040,888	45,870,242
	4 防 災 費	868,527	△ 35,658	832,869
	5 原子力安全対策費	2,991,944	△ 566,380	2,425,564
	6 危 機 管 理 費	22,202	△ 100	22,102
	7 領 土 復 帰 対 策 費	877,449	△ 27,841	849,608
	8 会 計 管 理 費	788,867	△ 34,170	754,697
	9 選 挙 費	2,414,249	△ 220,692	2,193,557
	10 人 事 委 員 会 費	303,931	△ 3,745	300,186

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	553,590	174,105	727,695
3 総合政策費		66,836,071	△ 1,676,561	65,159,510
	1 総合政策管理費	3,665,492	△ 117,015	3,548,477
	2 国際交流費	280,688	△ 1,992	278,696
	3 政策費	5,801,350	△ 291,848	5,509,502
	4 科学IT振興費	17,424,071	707,183	18,131,254
	5 交通政策費	21,263,178	△ 901,470	20,361,708
	6 航空費	3,373,152	136,130	3,509,282
	7 地域づくり支援費	7,973,156	3,122	7,976,278
	8 地域行政費	7,050,694	△ 1,210,280	5,840,414
	9 地域主権費	4,290	△ 391	3,899
4 環境生活費		9,561,368	△ 178,306	9,383,062
	1 環境生活管理費	2,276,998	△ 54,433	2,222,565
	2 アイヌ政策推進費	753,709	△ 15,117	738,592

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境推進費	333,362	△ 15,615	317,747
	4 循環型社会推進費	2,054,484	△ 56,286	1,998,198
	5 生物多様性保全費	659,693	△ 9,696	649,997
	6 地球温暖化対策推進費	727,919	△ 2,408	725,511
	7 エゾシカ対策推進費	224,861	△ 6,911	217,950
	8 道民生活費	403,405	△ 1,172	402,233
	9 消費者安全費	405,059	△ 1,642	403,417
	10 文化・スポーツ費	1,721,878	△ 15,026	1,706,852
5 保健福祉費		424,152,072	△ 10,850,922	413,301,150
	1 保健福祉管理費	23,613,034	35,895	23,648,929
	2 地域医療費	22,859,160	△ 3,778,665	19,080,495
	3 医務薬務費	3,319,491	△ 139,159	3,180,332
	4 地域保健費	18,671,680	△ 3,571,456	15,100,224
	5 国保医療費	139,957,430	△ 1,278,829	138,678,601

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	902,150	△ 76,017	826,133
	7 福祉援護費	36,819,444	△ 383,195	36,436,249
	8 施設運営指導費	4,531,627	△ 118,365	4,413,262
	9 高齢者保健福祉費	67,946,574	△ 1,123,941	66,822,633
	10 障がい者保健福祉費	56,533,424	1,091,767	57,625,191
	11 子ども未来推進費	48,983,724	△ 1,511,779	47,471,945
	12 災害救助費	14,334	2,822	17,156
6 経 済 費		164,313,238	△ 22,489,602	141,823,636
	1 経済管理費	4,106,111	△ 29,562	4,076,549
	2 経済企画費	25,027	△ 1,354	23,673
	5 中小企業費	131,399,213	△ 21,952,063	109,447,150
	6 国際経済費	127,592	△ 3,981	123,611
	7 産業振興費	18,594,082	299,760	18,893,842
	8 環境・エネルギー費	3,316,082	△ 28,372	3,287,710

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 雇用労政費	2,159,450	10,463	2,169,913
	10 人材育成費	3,354,077	△ 768,501	2,585,576
	11 労働委員会費	401,973	△ 15,992	385,981
7 農政費		169,412,976	△ 5,055,126	164,357,850
	1 農政管理費	11,912,340	△ 1,928,962	9,983,378
	2 食品政策費	1,490,262	△ 719,598	770,664
	3 農産振興費	248,967	△ 5,606	243,361
	4 畜産振興費	7,411,165	△ 3,845,294	3,565,871
	5 技術普及費	2,456,966	△ 960,661	1,496,305
	6 農業経営費	21,471,856	△ 3,874,732	17,597,124
	7 農地調整費	1,773,630	△ 302,373	1,471,257
	8 農村設計費	16,252,188	△ 930,039	15,322,149
	9 農業農村整備事業費	87,749,399	△ 423,562	87,325,837
	10 農業施設管理費	18,583,550	7,945,640	26,529,190

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 農村計画費	62,653	△ 9,939	52,714
8 水産林務費		70,062,114	△ 1,237,173	68,824,941
	1 水産林務管理費	7,279,773	△ 244,186	7,035,587
	2 水産経営費	6,419,886	△ 56,064	6,363,822
	3 水産振興費	164,616	△ 4,453	160,163
	4 漁港漁村費	28,013,272	△ 421,064	27,592,208
	5 漁業管理費	1,389,190	△ 29,491	1,359,699
	6 林業木材費	3,370,439	△ 330,500	3,039,939
	7 森林計画費	470,940	△ 124,995	345,945
	8 森林整備費	10,261,667	△ 1,050	10,260,617
	9 治山費	9,587,709	△ 21,045	9,566,664
	10 森林活用費	251,153	△ 1,107	250,046
	11 道有林費	2,853,469	△ 3,218	2,850,251
9 建設費		250,539,739	△ 4,013,112	246,526,627

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 建設管理費	63,576,283	△ 1,217,734	62,358,549
	2 維持管理防災費	8,929,281	△ 9,684	8,919,597
	3 道路橋りょう費	105,100,854	△ 1,280,935	103,819,919
	4 河川費	44,718,472	△ 819,405	43,899,067
	5 砂防海岸費	17,836,237	217,115	18,053,352
	6 まちづくり推進費	95,648	△ 1,251	94,397
	7 都市環境費	8,085,329	△ 772,984	7,312,345
	9 建築指導費	508,588	△ 102,808	405,780
	10 住宅費	40,525	△ 24,075	16,450
	11 営繕費	21,635	△ 1,351	20,284
10 警察費		128,371,090	△ 1,860,025	126,511,065
	1 警察管理費	120,690,616	△ 1,374,223	119,316,393
	3 交通安全施設費	4,486,219	△ 485,802	4,000,417
11 教育費		471,814,369	△ 3,498,848	468,315,521

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	30,161,560	△ 1,492,582	28,668,978
	2 小学校費	176,851,974	△ 721,407	176,130,567
	3 中学校費	111,026,072	△ 581,730	110,444,342
	4 高等学校費	99,212,072	△ 164,979	99,047,093
	5 特別支援学校費	50,372,932	△ 363,916	50,009,016
	6 学校教育費	1,455,048	△ 95,439	1,359,609
	7 社会教育費	1,881,682	△ 42,790	1,838,892
	8 保健体育費	853,029	△ 36,005	817,024
12 災害復旧費		6,054,050	681,132	6,735,182
	1 農地開発施設 災害復旧費	812,366	550,860	1,363,226
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,361,360	365,152	1,726,512
	3 土木施設災害復旧費	3,880,324	△ 234,880	3,645,444
13 公債費		735,918,252	△ 855,423	735,062,829
	1 公債費	735,918,252	△ 855,423	735,062,829

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 支 出 金		120,808,841	28,078,815	148,887,656
	1 繰 出 金	4,251,279	33,966	4,285,245
	2 諸 費	116,557,562	28,044,849	144,602,411
歳 出 合 計		2,902,349,971	△ 6,210,994	2,896,138,977

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	4 科学IT 振興費	情報システム 推進費	1,139,655	情報システム 推進費	1,907,062
	5 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	5,953,216
	6 航空費	—	—	空港公共事業費	25,907
5 保健福祉費	1 保健福祉 管理費	—	—	総務管理諸費	80,710
	8 施設運営 指導費	—	—	社会福祉施設 整備事業費	626,600
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,437,036	公共事業事務費	1,537,036
		—	—	耕地災害復旧事業 事務費	5,730
	6 農業経営費	強い農業づくり 事業費	2,889,724	強い農業づくり 事業費	3,682,024
	9 農業農村 整備事業費	道営土地改良 事業費	41,748,950	道営土地改良 事業費	43,227,253
		—	—	団体営土地改良 事業費	85,750
		道営農用地造成 事業費	2,994,000	道営農用地造成 事業費	3,076,060
		団体営農用地造成 事業費	903,000	団体営農用地造成 事業費	943,872
—	—	道営農地防災 事業費	521,160		

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	道 営 農 道 整 備 事 業 費	118,471
		—	—	道 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	91,234
		—	—	団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	17,400
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	130,144	公共事業事務費	160,056
		補助事業事務費	4,912	補助事業事務費	9,559
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	4,023,000	水産物供給基盤整備事業費	6,364,306
		—	—	漁港施設災害関連事業費	12,156
		—	—	漁港海岸保全事業費	78,923
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	648,669	森林環境保全整備事業費	979,774
	9 治山費	治山事業費	438,000	治山事業費	597,222
	11 道有林費	公共事業費	490,197	公共事業費	492,197
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	57,400	公共事業事務費	229,200
		—	—	補助事業事務費	4,300
		单独事業事務費	25,183	单独事業事務費	76,205

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 道 路 橋 り ょ う 費	道路公共事業費	1,179,720	道路公共事業費	2,579,635
		道路特別対策事業費	1,751,133	道路特別対策事業費	2,655,358
		地域活力基盤整備事業費	2,748,774	地域活力基盤整備事業費	4,121,439
	4 河 川 費	河川公共事業費	42,000	河川公共事業費	1,054,000
	5 砂 防 海 岸 費	砂防公共事業費	280,000	砂防公共事業費	1,331,000
		—	—	災害関連事業費	82,521
		海岸公共事業費	340,000	海岸公共事業費	1,520,000
	7 都 市 環 境 費	街路公共事業費	252,670	街路公共事業費	1,521,380
		—	—	街路特別対策事業費	194,552
		—	—	地域活力基盤整備事業費	291,828
		—	—	街路負担工事費	550
	9 建 築 指 導 費	—	—	住宅・建築物耐震改修等事業費	137,206
	12 災 害 復 旧 費	1 農 地 開 発 施 設 災 害 復 旧 費	—	—	耕地災害復旧事業費
2 水 産 林 業 施 設 災 害 復 旧 費		—	—	漁港災害復旧事業費	1,141,805

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	林道災害復旧費 事業費	29,830
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧費 事業費	1,919,400	土木災害復旧費 事業費	2,913,100

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和54年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 (昭和53年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分)	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,444,025千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 1,642,193千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和55年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 (昭和53年度及び昭和54年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分)	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 4,073,544千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 4,072,296千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 (昭和53年度及び昭和54年度並びに昭和55年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分)	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,988,570千円以内	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,987,654千円以内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
昭和57年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 〔昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度及び昭和56年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分〕	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 農業投資返還金、 管理費、調査測 量費、事務費及 び資金経費につ いて 2,919,816千 円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 農業投資返還金、 管理費、調査測 量費、事務費及 び資金経費につ いて 2,918,922千 円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 管理費、事務費 及び資金経費につ いて 68,576千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 管理費、事務費 及び資金経費につ いて 68,554千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
昭和59年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につ いて 7,459千円以 内	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につ いて 7,455千円以 内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和60年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 7,705千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 7,702千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和61年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,360千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,357千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和62年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 8,204千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 8,201千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和63年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,968千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,966千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成元年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,259千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,257千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成2年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,199千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,197千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成3年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,044千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,042千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成4年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,140千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,138千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成5年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,390千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,384千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成6年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費につい	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費につい

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		て 4,804千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		て 4,802千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成7年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,352千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,350千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成8年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,577千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,575千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成9年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,422千円以 内 借入資金に係る	平成28年度から 平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,420千円以 内 借入資金に係る

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成10年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,317千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,314千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成11年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 3,992千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 3,990千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成12年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 3,197千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得	平成28年度から平成41年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 3,195千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和50年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,458千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,479千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和55年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,557千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,566千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和60年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,608千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,622千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成2年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,466千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,478千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成7年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,077千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,089千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成27年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	元金について 30,500,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	2,931,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,968,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民活動 センター 整備費	122,000	同 上	10%以内	同 上	164,000	同 上	10%以内	同 上
総合防災 体制整備費	82,000	同 上	10%以内	同 上	56,000	同 上	10%以内	同 上
北方四島交流 施設整備費	66,000	同 上	10%以内	同 上	53,000	同 上	10%以内	同 上
退職手当	14,000,000	同 上	10%以内	同 上	13,000,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	1,484,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,433,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整備費	23,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	20,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合行政情報ネットワーク施設整備費	925,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	918,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	14,241,000	同 上	10%以内	同 上	13,767,000	同 上	10%以内	同 上
交通企画費	1,092,000	同 上	10%以内	同 上	269,000	同 上	10%以内	同 上
保健所整備費	176,000	同 上	10%以内	同 上	163,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉施設整備費	2,893,000	同 上	10%以内	同 上	2,558,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	24,117,000	同 上	10%以内	同 上	24,251,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,394,000	同 上	10%以内	同 上	1,411,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	866,000	同 上	10%以内	同 上	868,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	481,000	同 上	10%以内	同 上	478,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	526,000	同 上	10%以内	同 上	522,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	288,000	同 上	10%以内	同 上	324,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	13,509,000	同 上	10%以内	同 上	13,730,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水産基盤整備費	8,027,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	7,642,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道事業費	380,000	同 上	10%以内	同 上	377,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,499,000	同 上	10%以内	同 上	4,496,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,673,000	同 上	10%以内	同 上	1,670,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	3,491,500	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,480,500	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,321,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,264,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	6,070,000	同 上	10%以内	同 上	6,010,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	33,419,000	同 上	10%以内	同 上	33,161,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川改良費	8,268,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	7,858,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時河川整備特別対策事業費	4,842,000	同 上	10%以内	同 上	4,840,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	4,809,000	同 上	10%以内	同 上	4,800,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	19,000	同 上	10%以内	同 上	39,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,428,000	同 上	10%以内	同 上	1,427,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,547,000	同 上	10%以内	同 上	2,344,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	1,339,000	同 上	10%以内	同 上	1,231,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	407,000	同 上	10%以内	同 上	375,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	23,809,000	同 上	10%以内	同 上	22,177,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	10,885,000	同 上	10%以内	同 上	10,990,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,072,000	同 上	10%以内	同 上	1,264,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	134,000	同 上	10%以内	同 上	133,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
警 察 施 設 整 備 費	132,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	120,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設 整 備 費	1,266,000	同 上	10%以内	同 上	1,061,000	同 上	10%以内	同 上
高 等 学 校 施 設 整 備 費	2,457,000	同 上	10%以内	同 上	2,373,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施 設 整 備 費	2,232,000	同 上	10%以内	同 上	2,207,000	同 上	10%以内	同 上
教育研究所 整 備 費	34,000	同 上	10%以内	同 上	31,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害 復 旧 費	116,000	同 上	10%以内	同 上	265,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復 旧 費	85,000	同 上	10%以内	同 上	303,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害 復 旧 費	5,000	同 上	10%以内	同 上	6,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害 復 旧 費	321,000	同 上	10%以内	同 上	118,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害 復 旧 費	840,000	同 上	10%以内	同 上	788,000	同 上	10%以内	同 上
臨時財政 対 策 債	135,286,076	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借入れる 資金に ついて、	同 上	139,218,816	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借入れる 資金に ついて、	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)				利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
減収補填債	—	—	—	—	10,296,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	686,101,576				694,990,316			

平成27年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成27年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,894,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502,190,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		278,958	25,898	304,856
	1 財産運用収入	278,958	25,898	304,856
2 繰入金		499,017,126	2,868,680	501,885,806
	1 一般会計繰入金	354,006,518	2,869,359	356,875,877
	2 基金繰入金	145,010,608	△ 679	145,009,929
歳入合計		499,296,084	2,894,578	502,190,662

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		499,296,084	2,894,578	502,190,662
	1 公 債 費	499,296,084	2,894,578	502,190,662
歳 出 合 計		499,296,084	2,894,578	502,190,662

平成27年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,991,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		612,619	△ 1,335	611,284
	1 一般会計繰入金	612,619	△ 1,335	611,284
2 諸収入		1,063,437	△ 60,698	1,002,739
	1 貸付金収入	892,360	△ 267,271	625,089
	2 雑入	171,077	206,573	377,650
4 繰越金		0	76,903	76,903
	1 繰越金	0	76,903	76,903
歳入合計		2,976,440	14,870	2,991,310

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,916,630	△ 1,335	1,915,295	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,916,630	△ 1,335	1,915,295	
2 公 債 費		739,638	15,371	755,009	
	1 公 債 費	739,638	15,371	755,009	
3 諸 支 出 金		320,172	834	321,006	
	1 繰 出 金	320,172	834	321,006	
歳 出 合 計		2,976,440	14,870	2,991,310	

平成27年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）

平成27年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		41,915	△ 1,157	40,758
	1 財産運用収入	7,915	△ 1,157	6,758
3 諸収入		128,018	321,824	449,842
	1 一般会計借入金	128,018	321,824	449,842
歳入合計		175,572	320,667	496,239

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		175,572	320,667	496,239
	1 公 債 費	175,572	320,667	496,239
歳 出 合 計		175,572	320,667	496,239

平成27年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成27年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		73,058	△ 266	72,792
	1 財産運用収入	1,800	△ 266	1,534
3 諸収入		41,249	131,842	173,091
	1 一般会計借入金	41,249	131,842	173,091
歳入合計		115,369	131,576	246,945

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		115,369	131,576	246,945
	1 公 債 費	115,369	131,576	246,945
歳 出 合 計		115,369	131,576	246,945

平成27年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

平成27年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ947,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		105,837	△ 28,035	77,802
	1 繰越金	105,837	△ 28,035	77,802
歳入合計		975,918	△ 28,035	947,883

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		522,018	△ 28,035	493,983
	1 繰 出 金	309,709	△ 9,671	300,038
	2 諸 費	212,309	△ 18,364	193,945
歳 出 合 計		975,918	△ 28,035	947,883

平成27年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216,081千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,208,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		318,240	△ 155,424	162,816
	1 負担金	318,240	△ 155,424	162,816
3 国庫支出金		88,000	△ 18,800	69,200
	1 国庫補助金	88,000	△ 18,800	69,200
4 繰入金		122,877	△ 754	122,123
	1 一般会計繰入金	122,877	△ 754	122,123
5 繰越金		100	12,371	12,471
	1 繰越金	100	12,371	12,471
6 諸収入		206,752	△ 12,274	194,478
	2 一般会計借入金	199,032	△ 12,274	186,758
7 道債		391,300	△ 41,200	350,100
	1 道債	391,300	△ 41,200	350,100

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入 合 計	1, 424, 829	△ 216, 081	1, 208, 748

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		877,683	△ 213,938	663,745
	1 公共下水道事業費	877,683	△ 213,938	663,745
2 公 債 費		544,146	△ 1,903	542,243
	1 公 債 費	544,146	△ 1,903	542,243
3 諸 支 出 金		3,000	△ 240	2,760
	1 繰 出 金	2,829	△ 240	2,589
歳 出 合 計		1,424,829	△ 216,081	1,208,748

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	264,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	222,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	391,300				350,100			

平成27年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,202千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,643,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		286,141	△ 1,583	284,558
	1 負担金	286,141	△ 1,583	284,558
3 繰入金		1,478,641	△ 8,793	1,469,848
	1 一般会計繰入金	1,478,641	△ 8,793	1,469,848
4 繰越金		100	2,961	3,061
	1 繰越金	100	2,961	3,061
5 諸収入		55,876	813	56,689
	2 雑入	3,376	813	4,189
6 道債		1,185,000	△ 1,600	1,183,400
	1 道債	1,185,000	△ 1,600	1,183,400
歳入	合計	3,651,758	△ 8,202	3,643,556

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,230,374	△ 2,045	1,228,329
	1 流域下水道事業費	1,230,374	△ 2,045	1,228,329
2 公 債 費		2,412,197	△ 9,302	2,402,895
	1 公 債 費	2,412,197	△ 9,302	2,402,895
3 諸 支 出 金		9,187	3,145	12,332
	1 繰 出 金	7,122	△ 412	6,710
	2 諸 費	2,065	3,557	5,622
歳 出 合 計		3,651,758	△ 8,202	3,643,556

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	18,360

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	248,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	246,400	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,185,000				1,183,400			

平成27年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,002千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,400,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,298,204	△ 1,875	5,296,329
	1 使用料	5,298,204	△ 1,875	5,296,329
2 国庫支出金		3,247,381	52,303	3,299,684
	1 国庫補助金	3,247,381	52,303	3,299,684
3 財産収入		152	58,097	58,249
	1 財産運用収入	152	136	288
	2 財産売払収入	0	57,961	57,961
4 繰入金		2,458,767	44,848	2,503,615
	1 一般会計繰入金	1,985,701	44,848	2,030,549
5 繰越金		100	99,603	99,703
	1 繰越金	100	99,603	99,703
6 諸収入		2,594,441	△ 282,978	2,311,463

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	2,491,582	△ 276,810	2,214,772
	2 雑入	102,859	△ 6,168	96,691
歳入合計		19,430,245	△ 30,002	19,400,243

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,236,233	△ 7,212	8,229,021
	1 道営住宅事業費	8,236,233	△ 7,212	8,229,021
2 公 債 費		10,302,349	△ 21,439	10,280,910
	1 公 債 費	10,302,349	△ 21,439	10,280,910
3 諸 支 出 金		891,663	△ 1,351	890,312
	1 繰 出 金	891,653	△ 1,341	890,312
	2 諸 費	10	△ 10	0
歳 出 合 計		19,430,245	△ 30,002	19,400,243

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公 共 事 業 費	142,000

平成27年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）

平成27年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,154,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,865	△ 236	5,629
	1 手数料	5,865	△ 236	5,629
2 寄附金		27,500	9,000	36,500
	1 寄附金	27,500	9,000	36,500
3 諸収入		19,881,882	39,245	19,921,127
	1 収益事業収入	16,964,991	△ 64,851	16,900,140
	2 雑収入	2,916,891	104,096	3,020,987
歳入合計		20,106,209	48,009	20,154,218

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		20,102,247	48,150	20,150,397
	1 競 馬 総 務 費	20,468	△ 414	20,054
	2 競 馬 開 催 費	20,081,779	48,564	20,130,343
2 諸 支 出 金		3,962	△ 141	3,821
	1 繰 出 金	3,962	△ 141	3,821
歳 出 合 計		20,106,209	48,009	20,154,218

平成27年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度北海道病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	214,110人	△ 37,291人	176,819人
外 来	273,618人	△ 18,898人	254,720人
（4）一日平均患者数			
入 院	585人	△ 102人	483人
外 来	1,126人	△ 78人	1,048人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	18,195,260千円	△ 1,084,926千円	17,110,334千円
第1項 医業収益	9,339,979千円	△ 1,235,346千円	8,104,633千円
第2項 医業外収益	8,830,888千円	140,538千円	8,971,426千円
第3項 特別利益	24,393千円	9,882千円	34,275千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,314,349千円	△ 1,001,649千円	17,312,700千円
第1項 医業費用	14,750,896千円	△ 887,607千円	13,863,289千円
第2項 医業外費用	2,351,161千円	△ 142,891千円	2,208,270千円
第3項 特別損失	1,212,292千円	28,849千円	1,241,141千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額370,430千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額383,845千円」に、「当年度分損益勘定留保資金370,430千円」を「過年度分損

益勘定留保資金162,548千円及び当年度分損益勘定留保資金221,297千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	8,416,580千円	△ 174,895千円	8,241,685千円
第1項 企業債	7,347,000千円	△ 333,000千円	7,014,000千円
第2項 補助金	420,042千円	158,105千円	578,147千円
支 出			
第1款 資本的支出	8,787,010千円	△ 161,480千円	8,625,530千円
第1項 建設改良費	7,810,773千円	△ 161,480千円	7,649,293千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 7,347,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 7,014,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,715,031千円」を「(1)職員給与費8,087,972千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「2,140,575千円」を「2,028,335千円」に改める。

平成27年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2） 主要な建設改良事業			
滝の上発電所 改修事業	1,118,812千円	△ 7,009千円	1,111,803千円
清水沢発電所 改修事業	263,801千円	△ 40,031千円	223,770千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	4,832,525千円	20,603千円	4,853,128千円
第1項 営業収益	3,983,931千円	△ 272千円	3,983,659千円
第2項 財務収益	1,283千円	340千円	1,623千円
第3項 営業外収益	119,806千円	20,125千円	139,931千円
第4項 特別利益	727,505千円	410千円	727,915千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,706,652千円	△ 139,912千円	2,566,740千円
第1項 営業費用	2,311,200千円	△ 160,701千円	2,150,499千円
第3項 営業外費用	110,839千円	18,543千円	129,382千円
第4項 特別損失	0千円	2,246千円	2,246千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,506,101千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,431,875千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,396,366千円及び当年度資本的収支調整額109,735千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,327,105千円及び当年度資本的収支調整額104,770千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,547,478千円	△ 74,226千円	2,473,252千円
第1項 建設改良費	1,651,744千円	△ 74,226千円	1,577,518千円
(企業債)			

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
滝の上発電所 改修事業	千円 1,034,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 1,034,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費562,748千円」を「(1)職員給与費501,892千円」に改める。

平成27年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	77箇所	△ 1箇所	76箇所
(2) 年間総給水量	93,022,318立方メートル	821,740立方メートル	93,844,058立方メートル
(3) 一日平均給水量	252,778立方メートル	2,233立方メートル	255,011立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	22,715千円	△ 421千円	22,294千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	910,952千円	△ 32,415千円	878,537千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金96,748千円」を「一般会計から長期借入金85,673千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,240,770千円	30,515千円	2,271,285千円
第1項 営業収益	1,971,650千円	27,618千円	1,999,268千円
第2項 営業外収益	269,120千円	2,897千円	272,017千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,083,464千円	△ 5,076千円	2,078,388千円
第1項 営業費用	1,784,966千円	△ 40,477千円	1,744,489千円
第2項 営業外費用	298,498千円	33,039千円	331,537千円
第3項 特別損失	0千円	2,362千円	2,362千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額579,149千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額634,721千円」に、「過年度分損益勘定留保資金14,307千円、当年度分損益

勘定留保資金493,959千円及び当年度資本的収支調整額70,883千円」を「過年度分損益勘定留保資金90,271千円、当年度分損益勘定留保資金488,418千円及び当年度資本的収支調整額56,032千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,172,223千円	△ 102,040千円	3,070,183千円
第1項 企業債	728,000千円	△ 99,000千円	629,000千円
第2項 補助金	2,417,714千円	△ 2,000千円	2,415,714千円
第3項 他会計からの出資金	21,033千円	△ 361千円	20,672千円
第4項 他会計からの長期借入金	5,476千円	△ 679千円	4,797千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,751,372千円	△ 46,468千円	3,704,904千円
第1項 建設改良費	1,022,943千円	△ 46,468千円	976,475千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	千円 728,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 629,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費353,130千円」を「(1)職員給与費326,745千円」に改める。